

浜松版スマートタウン庁内プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 市は、「浜松版スマートタウン」として、本市の温暖な気候を活用したエネルギー効率の良い優れたまちを掲げるとともに住宅・都市開発におけるスマートタウン化を促進するため浜松版スマートタウン審査会(以下「審査会」という。)を置き、審査会の所掌事務に関して事前の協議、調整等を行うため、審査会に別に定める浜松版スマートタウン庁内プロジェクトチーム(以下「庁内PT」という。)を置くものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内PTは、次に掲げる事項について審議し、調整する。

- (1) 浜松版スマートタウン開発事業計画書等の内容に関する行政指導。
- (2) 公共用に供すべき用地の設定に関すること。
- (3) その他座長が特に指定したもの。

(組織)

第3条 庁内PTは座長、幹事をもって組織する。

- 2 庁内PTの座長は都市整備部土地政策課長を、幹事は別記に掲げる職にある者を充てる。
- 3 座長は、審議する内容に応じて案件を主として所管する課長を招集するものとする。

(座長の職務)

第4条 座長は、庁内PTを代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 庁内PTの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 庁内PTは、必要の都度、開催する。ただし、座長が特に認めた場合は、回議決裁によることができる。
- 3 庁内PTの会議は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。
- 4 庁内PTの議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 庁内PTは、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 庁内PTに関する事務局は、都市整備部土地政策課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別記(第3条関係)

土地政策課長(事務局)
エネルギー政策課長
都市計画課長
建築行政課長
緑政課長
公園課長
公園管理事務所長
道路企画課長
道路保全課長
南土木整備事務所長(中区、西区、南区)の案件を審議する場合に限る。)
東・浜北土木整備事務所長(東区、浜北区)の案件を審議する場合に限る。)
北土木整備事務所長(北区)の案件を審議する場合に限る。)
天竜土木整備事務所長(天竜区)の案件を審議する場合に限る。)